

# 鳥取県内水面漁業調整規則及び遊漁規則の一部抜粋

## 【禁止期間】

水産動物の種類	採捕禁止期間
さけ	1月1日から12月31日まで
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

すべて調整規則

## 【再放流の禁止】

対象魚種	禁止内容及び期間
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバス その他のオオクチバス属の魚をいう。) 及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などでブ ラックバス等の外来魚の再放流(キャッチアンドリー ス)を禁止 [指示開始の日:平成24年11月1日]

※鳥取県内水面漁場管理委員会の指示

## 【全長の制限】

水産動物の種類	採捕してはならない大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下 (千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。)

すべて調整規則

## 【漁具又は漁法の禁止】

採捕禁止の漁具又は漁法	備 考
水中に電流を通じする漁法	
水中において照明を利用してする漁法	
潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)	
びん漬	びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法
瀬干し	一定区域内の水を除去して採捕する漁法
ふなや	岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法
鵜使い	鵜を利用して採捕する漁法
鉄砲やす	人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法
はねかわ	木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法
刺網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)	
あゆなぐり(ちよん掛け)	竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法
いたちがわ	いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法
上り瀬又は下り瀬	水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する漁法
かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。)	

すべて調整規則

## 【漁具又は漁法の制限】

漁具又は漁法の種類	区 域	左欄の漁具又は漁法により採捕できる範囲
地びき網	県下全河川	網目の大きさ6センチメートル以上
	県下全湖沼	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	〃	〃
手繰網	県下全内水面	網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
石がま内において使用する網	〃	網目の大きさ3センチメートル以上
う川又は寄揚に使用する投網	〃	網目の大きさ2センチメートル以上
ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網	〃	網目の大きさ3.6センチメートル以上
ぬかえびを採捕すること を目的とする船びき網	大だも	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以上
	中だも	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	口前弓形部(方言やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
*引懸(ソロ)及びルアー	湖山池	採捕できない

\*は遊漁規則、ほか調整規則

## 湖山池及びそれに接続する河川禁止区域(禁1～9)

番号	禁 止 区 域	禁 止 期 間	魚 種	禁 止 区 域	禁 止 期 間
禁1	鳥取市湖山町東三丁目と市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域 (禁止漁具又は漁法)手釣及びさお釣以外の漁具・漁法 (水産動物の種類)こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ	1/1～12/31	シラウオ	・鳥取市高住字濱手136-13から158-2にかけての岸から沖合い30メートルの間	3/1～5/31
*禁2	鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370メートルの垂井川の区域	5/15～7/15		・鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合い30メートルの間	
*禁3	鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域			・鳥取市良田字大黒見638から同市松原字新開田597-1にかけて岸から沖合い30メートルの間	
*禁4	鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの区域			・鳥取市金沢字町山分758から同市金沢字大門山分757にかけて岸から沖合い30メートルの間	
*禁5	鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの区域	1/1～12/31	区域等	水産動植物の種類等	採捕禁止期間
禁6	鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の湖山池の区域		湖山池全域における採捕してはならない水産動物の種類、(漁具又は漁法)、期間	ぬかえび	12/1～翌年3/31(小だも又は中だもを使用して採捕する場合)
*禁7	鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル及び同河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの区域		ぬかえび	12/1～翌年7/31(大だもを使用して採捕する場合)	
禁8	鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域		藻類	4/1～7/31	
禁9	鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの区域		こい及びふな	5/15～7/15(たも網含む)	
*その他 禁止区域	石がま	1/1～12/31	*しらうお	2/1～3/31(たも網のみ)	
	石がまの周辺18メートル以内の区域	10/1～7/15	うなぎ船びき網	6/1～10/31 (日の出から日没まで)	

\*は遊漁規則、ほか調整規則

\*は遊漁規則、ほか調整規則